

医療費控除は領収書が提出不要となりました。

改正の
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

●申告や納税についてのお問合せ先

電話相談センター



四日市税務署 (352-3141)
へお電話ください。

※お電話いただきますと、自動音声により案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

●送信方法、エラー解消などのお問合せ先

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク



e - コクゼイ
0570-01-5901

受付は月曜日～金曜日 9時～17時(祝日及び年末年始を除きます。)

※受付時間は、時期により延長することがありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

※上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の手話料金となります。)

～ご自宅で申告書作成が困難な方は～

確定申告会場は、「じばさん三重」6階です。(四日市市安島1-3-18)

【開設期間】2月18日(月)～3月15日(金)
9時～17時(土・日除く。)
(受付終了時間16時)

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。
※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません。
※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

税理士による無料税務相談

会場 あさけプラザ(四日市市下之宮町296-1)
開設期間 2月1日(金)、2月5日(火)～2月7日(木)
9時30分～16時(12時～13時を除く。)

※受付(受付番号の交付)は、9時から行います。
※申告書の作成には時間を要しますので、受付を早めに終了する場合があります。
※会場ではe-Taxによる申告相談も行っていますので、利用者識別番号、暗証番号をお持ちの場合は、番号の分かる書類をご持参ください。

【相談の対象となる人】

- ① 前年分の所得金額(青色事業専従者給与及び青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前)が300万円以下の人。
- ② 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成28年)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人。

なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

あさけプラザ



※ 駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください